

4 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

- ・水銀使用製品産業廃棄物(〇〇)は△△という方法を取り、処分により水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように行う。

- ・水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずる必要があります。
- ・上記〇〇には具体的な製品名、△△には飛散防止措置の方法について記載してください。

(2) 保管施設において講ずる措置

(保管を行わない場合)

- 「該当なし」と記載してください。

(保管を行う場合)

- ・水銀使用製品産業廃棄物(〇〇)の保管場所には△△という方法を取り、その他の物と混合しないようにする。

- ・水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずる必要があります。
- ・また、保管場所の掲示板には保管する産業廃棄物の種類の欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨記載してください。
- ・上記〇〇には具体的な製品名、△△には混合防止措置について記載してください。

(3) 最終処分場において講ずる措置